

学内での新型コロナウイルス感染症発生時の対応マニュアル

(令和4年8月4日現在)

1. 新型コロナウイルス感染症の診断を受けた場合の対応

- ・学生は manaba 上の専用フォームにて速やかに報告する。
- ・寮生は専用フォームを入力する前に、学生支援課学生支援係（Tel 0134-27-5245）に電話で速やかに報告する。
- ・教職員は企画総務課人事係（Tel 0134-27-5209, E-mail jinji*office.otaru-uc.ac.jp（*を@に変えて送信））に速やかに報告し、新型コロナウイルス感染報告フォーム【教職員】に入力、送信する。
- ・いずれも夜間・休日に電話する際は、休日担当電話（警備員室 Tel0134-27-5226）に連絡する。

2. 教職員・学生から連絡を受けた後の対応

(1) 新型コロナウイルス感染報告書

各課担当者は、送信のあった新型コロナウイルス感染フォームの内容に基づき、「新型コロナウイルス感染報告書（別紙1）」を取りまとめる。

(2) フォームへの記載・送信が困難な場合の対応

可能であれば各課担当者が感染報告書に沿って感染者本人から聞き取り、同報告書を取りまとめる。

(3) 危機管理対策本部への報告

企画総務課は、感染報告書を取りまとめた後、適宜、危機管理対策本部構成員へ報告する。

3. 濃厚接触者等の範囲・リストアップ

(1) 学内における濃厚接触者の範囲

学内における濃厚接触者の範囲は次のとおりとし、感染が拡大している場合は、範囲を拡大することとし、保健所から指示がある場合は、指示に従い設定する。

【教職員】

- ・感染者と長時間の接触があった人
- ・至近距離（目安として1メートル以内）でマスクなしで15分以上の接触があった人

【学生】

- ・感染者と長時間の接触があった人（寮の同一ユニット者等）
- ・至近距離（目安として1メートル以内）でマスクなしで15分以上の接触があった人

(2) 濃厚接触者等のリストアップ

各課担当者は、感染者の発症（無症状の場合はPCR検査実施日）の2日前から登校／出勤していた日までの間について、所属課、担当教員等から聞き取りを行い、学内の濃厚接触者

等をリストアップする。

濃厚接触者の範囲や感染拡大状況を把握するために、必要に応じて感染者の接触者に対して健康調査を実施する。

なお、患者のプライバシーには十分配慮し、情報提供に関する同意が得られている場合でも個人情報の共有は限定された範囲にとどめる。

4. 濃厚接触者等への対応・調査

1) 対応

濃厚接触者（感染の可能性がある方）は、感染者と接触した日の翌日から5日間の自宅待機とする。

2) 初回の健康確認

各課担当者は、「濃厚接触者報告フォーム」の URL を案内し、濃厚接触者に記載・送信を依頼する。

3) PCR／抗原検査結果

濃厚接触者は、PCR／抗原検査の結果が判明次第、速やかに電話またはメールにより、学生は学生支援係、教職員は人事係へ報告する。陽性の場合は、感染報告フォームの提出を依頼する。

4) 自宅待機期間中の健康観察

【教職員】

毎日の健康状態を「健康調査票（別紙2）」に記録し、自宅待機解除前日に人事係へメールで報告する。

【学 生】

毎日の健康状態を「健康調査票（別紙2）」に記録し、自宅待機解除前日に保健管理センターへメールで報告する。

5. 学内で感染者が発生した時の対応（環境消毒）

学内で感染者が発生した場合は環境消毒を実施する。ただし、感染者の利用後、72 時間を経過していた場合は、通常清掃で対応する。

（1）対象範囲と実施事項

感染者が高頻度に触れたと考えられる部位をアルコールまたは次亜塩素酸Na（0.05%）を用いて消毒する。

なお、消毒を実施する者はマスク（サージカルマスク）及び手袋を使用する。

（2）対象時期

感染者が「感染可能期間」に執務、利用した部位の消毒を実施する。

感染可能期間（コロナウイルスを疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間）に、無症状の場合は陽性確定に係る検査実施日の2日前から隔離開始までの期間とする。

6. その他の対応

(1) 学内・学外（文科省等）との連絡調整

感染報告書に基づき、以下のとおり対応する。

- ・企画総務課

文部科学省へ感染状況を報告するとともに、感染者個人が特定されない形で本学ホームページ上に公表する。

- ・学生支援課

感染者（濃厚接触者等を含む。）が輝光寮に入寮している場合、別に定めるマニュアルにより対応する。

(2) 休校等の措置の検討

学生、教職員の感染が判明し、学内において感染拡大の恐れがある場合は小樽市保健所、北海道と相談の上、危機管理対策本部で臨時休業を検討する。なお、臨時休業の判断にあたっては、感染の事実や感染者数を根拠とするのではなく、学内で既に感染が拡大している可能性や今後の拡大可能性を総合的に考慮するものとする。

【感染拡大に関する考慮事項】

- 1) 感染者の学内の活動状況：主な滞在場所－屋外、屋内（広い、狭い）、不特定多数との接触機会の有無
- 2) 接触者の多寡：濃厚接触者の基準の1つとして、手で触れることのできる距離（1m）で必要な感染予防策なしで15分以上の接触があった者
- 3) 地域における感染状況：小樽市及び札幌市並びに石狩管内等の状況
- 4) 感染経路：学内で感染者が複数出た場合など学内で感染している可能性

7. 対応マニュアル（フロー図）

学内での新型コロナウイルス感染症発生時の対応マニュアル（フロー図）

